

令和8年度

香芝市 一般会計 特別会計 予算書

奈良県香芝市

目 次

1	香芝市一般会計予算	1
2	香芝市国民健康保険特別会計予算	11
3	香芝市後期高齢者医療特別会計予算	17
4	香芝市介護保険特別会計予算	21
5	香芝市土地取得特別会計予算	25
6	香芝市財産区財産特別会計予算	29
7	香芝市下水道事業会計予算	33

1 香芝市一般会計予算

1 香芝市一般会計予算

(総則)

第1条 令和8年度香芝市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,925,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		10,293,655
	1 市 民 税	5,782,000
	2 固 定 資 産 税	3,967,055
	3 軽 自 動 車 税	204,600
	4 市 た ば こ 税	340,000
2 地 方 譲 与 税		180,632
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,800
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	136,400
	3 森 林 環 境 譲 与 税	9,432
3 利 子 割 交 付 金		40,000
	1 利 子 割 交 付 金	40,000
4 配 当 割 交 付 金		217,000
	1 配 当 割 交 付 金	217,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		321,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	321,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		84,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	84,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,873,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,873,000
8 地 方 特 例 交 付 金		137,800
	1 地 方 特 例 交 付 金	137,800
9 地 方 交 付 税		6,152,000
	1 地 方 交 付 税	6,152,000
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		7,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000
11 分 担 金 及 び 負 担 金		128,402

(単位：千円)

款	項	金額
11 分担金及び負担金	1 分担金	3,580
	2 負担金	124,822
12 使用料及び手数料		264,166
	1 使用料	215,271
	2 手数料	48,895
13 国庫支出金		6,253,136
	1 国庫負担金	4,012,079
	2 国庫補助金	2,223,528
	3 委託金	17,529
14 県支出金		3,089,159
	1 県負担金	1,419,634
	2 県補助金	1,516,526
	3 委託金	152,999
15 財産収入		68,786
	1 財産運用収入	55,761
	2 財産売却収入	13,025
16 寄附金		95,100
	1 寄附金	95,100
17 繰入金		973,032
	1 基金繰入金	949,641
	2 他会計繰入金	23,391
18 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
19 諸収入		748,032
	1 延滞金、加算金及び過料	19,045
	2 市預金利子	2,410

(単位：千円)

款		項	金 額
19 諸 収 入	3 貸 付 金 元 利 収 入		1,250
	4 受 託 事 業 収 入		133,216
	5 雑 入		592,111
20 地 方 債			1,949,100
	1 地 方 債		1,949,100
歳 入	合 計		32,925,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		232,220
	1 議会費	223,320
	2 研究研修費	8,900
2 総務費		3,192,581
	1 総務管理費	2,586,295
	2 徴税費	337,683
	3 戸籍住民基本台帳費	171,123
	4 人権啓発費	30,419
	5 選挙費	25,565
	6 統計調査費	15,503
	7 監査委員費	25,993
3 民生費		14,814,869
	1 社会福祉費	7,367,282
	2 児童福祉費	6,549,186
	3 生活保護費	898,401
4 衛生費		2,631,246
	1 保健衛生費	1,051,318
	2 清掃費	1,579,928
5 農林商工費		298,266
	1 農業費	153,903
	2 林業費	9,669
	3 商工費	134,694
6 土木費		3,409,555
	1 土木管理費	116,953
	2 道路橋りょう費	1,058,519
	3 河川費	122,341

(単位：千円)

款		項		金 額	
6	土 木 費	4	都 市 計 画 費	2,099,402	
		5	住 宅 費	12,340	
7	消 防 費			945,901	
		1	消 防 費	945,901	
8	教 育 費			4,391,021	
		1	教 育 総 務 費	425,883	
		2	小 学 校 費	818,485	
		3	中 学 校 費	392,853	
		4	幼 稚 園 費	1,275,849	
		5	社 会 教 育 費	427,139	
		6	保 健 体 育 費	1,050,812	
9	公 債 費			2,929,141	
		1	公 債 費	2,929,141	
10	諸 支 出 金			30,200	
		1	諸 費	30,200	
12	予 備 費			50,000	
		1	予 備 費	50,000	
歳 出		合 計		32,925,000	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議 会 だ よ り 事 業	令和9年度	2, 8 4 0
議 会 会 議 録 浄 書 業 務 委 託 事 業	令和9年度	3, 0 6 0
広 報 紙 事 業	令和9年度	1 9, 6 0 0
固 定 資 産 税 評 価 業 務 委 託 事 業	令和9年度から 令和11年度まで	4 4, 7 7 0
奈良県知事及び県議会議員選挙事務委託事業	令和9年度	1 5, 0 0 0
地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業	令和9年度から 令和11年度まで	6 6, 2 0 0
保 育 所 給 食 調 理 業 務 委 託 事 業	令和9年度から 令和11年度まで	1 5 5, 0 0 0
学 童 保 育 所 指 定 管 理 委 託 事 業	令和9年度から 令和13年度まで	1, 5 4 4, 0 0 0
栄 養 指 導 業 務 委 託 事 業	令和9年度	1, 8 1 0
歯 科 保 健 業 務 委 託 事 業	令和9年度	1, 1 9 0
歯 科 健 康 づ く り 業 務 委 託 事 業	令和9年度	4 6 0

事 項	期 間	限 度 額
集 団 が ん 検 診 等 業 務 委 託 事 業	令 和 9 年 度	1 6 , 5 0 0
火 葬 場 業 務 委 託 事 業	令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 3 年 度 ま で	8 4 , 5 0 0
塵 芥 車 等 調 達 事 業	令 和 9 年 度	1 8 , 4 0 0
ご み 収 集 業 務 委 託 事 業	令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 4 年 度 ま で	1 , 3 0 9 , 0 0 0
学 校 給 食 調 理 業 務 委 託 事 業	令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 3 年 度 ま で	8 1 3 , 2 0 0

第 3 表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自転車等駐車場整備事業	7,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
地域公共交通整備事業	47,000			
デジタル活用推進事業	12,400			
総合福祉センター施設整備事業	4,000			
保育所施設整備事業	9,500			
子育て支援センター施設整備事業	5,300			
学童保育施設整備事業	5,400			
火葬場施設整備事業	88,300			
塵芥車整備事業	17,900			
大阪湾広域臨海環境整備事業	3,200			
土地改良事業	7,200			
防災対策事業	2,900			
地方道路等整備事業	467,500			
河川等整備事業	58,400			
都市計画道路整備事業	271,400			
公園整備事業	404,200			
学校教育施設整備事業	352,500			
文化施設整備事業	1,700			
借換	182,800			
合計	1,949,100			

2 香芝市国民健康保険特別会計予算

2 香芝市国民健康保険特別会計予算

(総則)

第1条 令和8年度香芝市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,874,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款		項	金 額
1	国 民 健 康 保 險 料		1,362,570
		1 国 民 健 康 保 險 料	1,362,570
2	使 用 料 及 び 手 数 料		670
		1 手 数 料	670
3	国 庫 支 出 金		0
		2 国 庫 補 助 金	0
4	県 支 出 金		4,931,409
		2 県 補 助 金	4,931,409
5	財 産 収 入		3,590
		1 財 産 運 用 収 入	3,590
6	繰 入 金		562,461
		1 他 会 計 繰 入 金	552,139
		2 基 金 繰 入 金	10,322
7	繰 越 金		2,000
		1 繰 越 金	2,000
8	諸 収 入		11,300
		1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	4,500
		2 療 養 費 等 指 定 公 費 返 還 金	500
		3 雑 入	6,300
歳 入		合 計	6,874,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		174,924
	1 総 務 管 理 費	144,554
	2 徴 収 費	30,099
	3 運 営 協 議 会 費	271
2 保 険 給 付 費		4,866,110
	1 療 養 諸 費	4,189,000
	2 高 額 療 養 費	649,000
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	25,000
	5 葬 祭 諸 費	3,000
	6 傷 病 手 当 金	100
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,736,470
	1 医 療 給 付 費	1,074,220
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金	453,000
	3 介 護 納 付 金	165,050
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金	44,200
5 保 健 事 業 費		79,406
	1 保 健 事 業 費	9,879
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	69,527
6 基 金 積 立 金		3,590
	1 基 金 積 立 金	3,590
7 公 債 費		2,000
	1 公 債 費	2,000
8 諸 支 出 金		8,500
	1 償 還 金 利 子 及 び 還 付 加 算 金	7,000
	2 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	500

(単位：千円)

款		項	金額
8 諸	支 出	金	
		3 諸	費
			1,000
9 予	備	費	
			3,000
		1 予	備
			費
			3,000
	歳 出	合 計	
			6,874,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
集団特定健康診査業務委託事業	令和9年度	4,800

3 香芝市後期高齢者医療特別会計予算

3 香芝市後期高齢者医療特別会計予算

(総則)

第1条 令和8年度香芝市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,586,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1,255,284
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1,255,284
2 使 用 料 及 び 手 数 料		100
	1 手 数 料	100
4 繰 入 金		327,636
	1 他 会 計 繰 入 金	327,636
5 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
6 諸 収 入		1,980
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,980
歳 入	合 計	1,586,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		34,093
	1 総 務 管 理 費	27,723
	2 徴 収 費	6,370
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,549,107
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,549,107
3 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
4 諸 支 出 金		1,800
	1 還 付 金 及 び 還 付 加 算 金	1,800
5 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	1,586,000

4 香芝市介護保険特別会計予算

4 香芝市介護保険特別会計予算

(総則)

第1条 令和8年度香芝市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,512,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款		項	金 額
1	介 護 保 険 料		1,395,271
		1 介 護 保 険 料	1,395,271
2	使 用 料 及 び 手 数 料		216
		1 手 数 料	216
3	国 庫 支 出 金		1,352,943
		1 国 庫 負 担 金	1,113,693
		2 国 庫 補 助 金	239,250
4	支 払 基 金 交 付 金		1,703,374
		1 支 払 基 金 交 付 金	1,703,374
5	県 支 出 金		909,485
		1 県 負 担 金	886,031
		3 県 補 助 金	23,454
6	財 産 収 入		3,159
		1 財 産 運 用 収 入	3,159
7	繰 入 金		1,135,002
		1 他 会 計 繰 入 金	996,367
		2 基 金 繰 入 金	138,635
8	繰 越 金		1,000
		1 繰 越 金	1,000
9	諸 収 入		11,550
		1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	330
		2 雑 入	11,220
歳 入		合 計	6,512,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		145,097
	1 総 務 管 理 費	99,068
	2 徴 収 費	11,612
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	34,417
2 保 険 給 付 費		6,153,000
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	6,153,000
3 地 域 支 援 事 業 費		181,594
	1 地 域 支 援 事 業 費	181,594
4 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費		3,159
	1 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 費	3,159
5 基 金 積 立 金		3,159
	1 基 金 積 立 金	3,159
6 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
7 諸 支 出 金		23,491
	1 諸 費	23,491
8 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	6,512,000

5 香芝市土地取得特別会計予算

5 香芝市土地取得特別会計予算

(総則)

第1条 令和8年度香芝市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ269,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,530
	1 財 産 売 払 収 入	10,512
	2 財 産 運 用 収 入	18
2 繰 入 金		38,170
	1 他 会 計 繰 入 金	6,350
	2 基 金 繰 入 金	31,820
5 地 方 債		220,300
	1 地 方 債	220,300
歳 入	合 計	269,000

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 諸 支 出 金			252,120
	1 財 産 取 得 費		252,120
2 公 債 費			6,350
	1 公 債 費		6,350
3 基 金 積 立 金			10,530
	1 基 金 積 立 金		10,530
歳 出		合 計	269,000

6 香芝市財産区財産特別会計予算

6 香芝市財産区財産特別会計予算

(総則)

第1条 令和8年度香芝市財産区財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		15,763
	1 財 産 売 払 収 入	6,180
	2 財 産 運 用 収 入	9,583
2 繰 入 金		3,237
	1 基 金 繰 入 金	3,237
歳 入	合 計	19,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 地 元 公 共 事 業 費		19,000
	1 地 元 公 共 事 業 費	19,000
歳 出	合 計	19,000

7 香芝市下水道事業会計予算

7 香芝市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	56, 500	人
(2) 年間有収水量	5, 558, 700	m ³
(3) 一日平均有収水量	15, 229	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
汚水管渠等建設事業	1, 263, 551	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入			
第1款 下水道事業収益	1, 596,	291	千円
第1項 営業収益	913,	985	千円
第2項 営業外収益	682,	296	千円
第3項 特別利益		10	千円
支出			
第1款 下水道事業費用	1, 543,	445	千円
第1項 営業費用	1, 386,	488	千円
第2項 営業外費用	152,	957	千円
第3項 特別損失	1,	000	千円
第4項 予備費	3,	000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額419, 181千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額85, 085千円及び過年度損益勘定留保資金334, 096千円で補てんするものとする。)

収入			
第1款 資本的収入	1, 704,	770	千円
第1項 企業債	1, 339,	100	千円
第2項 他会計出資金	107,	420	千円
第5項 国庫補助金	258,	250	千円

支出

第1款 資本的支出	2, 123, 951 千円
第1項 建設改良費	1, 308, 951 千円
第2項 固定資産購入費	800 千円
第3項 企業債償還金	814, 200 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
香芝市水洗便所改造資金融資あっせんに係る取扱金融機関に対する債務の損失補償	令和8年度から償還期間満了まで	取扱金融機関より、借り入れる改造資金に対して香芝市が行う元金・利子及び遅延損害金相当額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	944, 400千円	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後のおいては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。翌年度に繰越して借入れることができる。
資本費平準化債	262, 100千円			
借換債	31, 800千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 95, 330 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計への助成を受ける金額は、144, 258千円である。